



貯玉補償基金だより

2026年臨時号

「貯玉補償事業等利用契約書」及び「貯玉補償事業等利用に関する規約」の改正

当法人は、貯玉補償事業等の更なる適正な運用を目的として、2025年10月15日に開催した当法人理事会において「貯玉補償事業等利用契約書」及び「貯玉補償事業等利用に関する規約」の改正を決議し、2026年11月2日付にて実施することといたしました。

改正の概要は次のとおりです。

1. 貯玉補償の実施に関する変更・追加

- (1) 補償は、利用契約が締結された貯玉システムを対象とする
- (2) 補償は、概ね5年以内に会員カードの利用がある貯玉保有会員を対象とする
(これまでの実施内容を明文化)
- (3) 補償の郵送等による個別の案内は、貯玉250個以上または貯メダル50枚以上を保有する補償対象会員を対象とする(遊技料金の上限が基準)
- (4) 大規模災害等による補償実施によって基金の財源が不足する可能性がある場合は、補償上限を変更する(通常は会員一人当たりそれぞれ貯玉25万個／貯メダル5万枚)

2. 同一ホールにおける複数貯玉システム運用に関する変更・追加

- (1) 契約対象を「ホール」から「ホールの貯玉システム」に変更
- (2) 加盟ホールが複数の貯玉システムを運用し、センタ事業者からの契約締結勧奨に応じず、いずれかの貯玉システムが当法人と契約されていないときに、当法人は当該加盟ホールとの間の利用契約を終了する

3. 抛出金の取扱いに関する変更

- (1) 基本抛出金を「ホール毎」から「貯玉システム毎」に変更
- (2) 追加抛出金の算定対象を「全会員」から「補償対象会員」に変更
- (3) 補償実施の要請がなされたホールの抛出金を補償充当金として取扱う
- (4) 契約法人等に抛出金返還が生じる際に未抛出の抛出金があるときは、契約法人等との合意を要せず当該返還抛出額を未抛出の抛出金に充当する

4. 加盟ホールの事業譲渡等による承継に関する追加

- (1) 加盟ホールを承継先が遊技場となるとき、契約法人等は当該ホール会員の貯玉に関する権利義務および当法人との契約、規約等に基づく権利義務を承継先に承継させる
- (2) 加盟ホールを承継先が遊技場としないとき、契約法人等は当該ホール会員の貯玉を自己の費用負担と責任において清算を完了し、当法人にその清算結果を報告する
※上記(2)場合は、当法人と加盟ホールとの間の利用契約は終了する

なお、本改正には貯玉会員にも重要な内容が含まれることから、貯玉会員に対する告知を実施しています。詳細は裏面をご確認ください。

貯玉補償基金から貯玉会員に重要なお知らせ

「貯玉補償事業等利用契約書」及び「貯玉補償事業等利用に関する規約」の改正に伴い、貯玉／貯メダルの補償実施に関する変更・追加があることから、貯玉会員に向け「貯玉補償基金から貯玉会員に重要なお知らせ」として、2025年12月下旬に、契約法人及び加盟ホールにポスターをお送りし、貯玉会員への告知にご協力をお願いしております。また、当法人ホームページでも同様の内容を掲載し、告知を実施しています。

<「貯玉補償基金から貯玉会員に重要なお知らせ」の内容>

2026年11月より、貯玉／貯メダルの補償ルールが変更・追加されます。

1. 補償は、**基金に加盟する貯玉システムを対象に実施**します。貯玉システムが加盟しているか事前に加盟店または基金にご確認ください。
2. 補償は、**会員カードを5年以内に利用されている会員に実施**します。
(これまでの実施内容を明文化)
3. 補償の個別の案内は、**貯玉250個以上または貯メダル50枚以上の残高を保有する会員に送付**します。
(遊技料金の上限が基準)
4. 補償の上限は、**大規模災害等により基金の財源が不足する可能性があるときに変更**します。
(通常は会員一人当たりそれぞれ貯玉25万個／貯メダル5万枚)
5. 加盟店が事業譲渡等される場合に譲渡先に会員が承継されないとときは、加盟店ではなくなり、**基金からの補償は受けられなくなります**。

「貯玉補償基金から貯玉会員に重要なお知らせ」ポスター



当法人ホームページからポスターPDFをダウンロードしていただけます。
(URL:<https://www.chodama.or.jp/>)

【本件に関するお問合せ窓口】

貯玉補償基金事務局 規約改正担当 TEL:03-6258-1970